

取扱区分：「公開」

令和5年第2回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和5年2月10日（火）10時00分

於：周南市役所 多目的室

# 令和5年第2回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年2月10日(金) 午前10時04分 ~ 午前10時39分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第13番	藤 井 孝
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 3人

第12番	弘 中 壽	第14番	藤 原 典 子
第15番	松 田 孝 行		

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長	六 郎 万 淳 一
産業振興部農林課 農政担当	堀 熊 純 一

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について	1件

##### 第3 報告事項

報告第6号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	8件
報告第7号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	2件
報告第8号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	2件
報告第9号	現況が農地でないことの証明等について	6件
報告第10号	周南市内の農地賃借料情報について	1件

##### 第4 議決事項（追加）

議案第7号	違反転用者等に対する命令の内容を決定することについて	1件
-------	----------------------------	----

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中15人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第12番・弘中壽委員、第14番・藤原典子委員、第15番・松田孝行委員、の3人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

議決事項の追加となりました、議案（その2）及び参考資料を配付しております。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時4分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和5年第2回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第2番・有馬俊雅委員、第7番・田中榮作委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい

て」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第3号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が340平方メートルで、申請譲受人が所有し耕作している農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は自ら耕作できないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約46アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第3号1番について補足説明をします。

本申請は譲受人による農地の権利移動許可申請になります。

地目は田で一筆340平方メートルです。

1月23日、事務局職員と私で現地確認をしました。

耕作をした様子はありませんが、草刈りはされていきました。

1月28日、譲渡人、譲受人と現地にて意思確認、現地確認をしました。

譲渡人は令和2年に相続した土地ですが、耕作することができず、隣接する水田の持ち主、譲受人に相談し引き受けてもらったそうです。

譲受人は高齢ですが、隣接する農地なので譲り受けることにした  
そうです。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第3号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号1番は、許可と決定い  
たします。

続きまして、議案第3号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が1,021平方メートル  
の農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢のため耕作が困難  
となったため譲り渡すものです。

譲受人は、現在営んでいる建設業を子どもの代に引き継ぐことと  
なり、今後は一層農業経営に取り組みたいとのことで、主に樹園地  
として経営規模拡大のため、農地を取得するものです。

取得後の農地は約32アールで、当地区の30アールの下限耕作要件  
を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件  
には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11番の原田です。

議案第3号2番について補足説明いたします。

去る1月24日に事務局と共に現地にて譲渡人と意思確認、2月1日に譲渡人、譲受人双方と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は栗の木が生えておりましたが既に枯れており、周辺は草が刈られておりました。

譲渡人の話では、以前は栗林として栗の収穫をしていたとのことでしたが、枯れてしまい草を刈って管理しているとのことでした。

周辺は竹が迫ってきており、毎年タケノコをとって竹の進入を防いでいるとのことでした。

高齢にもなり維持管理が難しくなってきたため譲受人と話し合い、譲り渡すとのことでした。

譲受人は事業を子の代に引き継ぐこととなり、今までの所有農地に加え申請地を取得し、一層農業経営に取り組みたいとのことでした。

申請地は譲受人宅より3キロメートルで、小高い丘に位置しており、畑作には向かないこともあるので、モモ、クリ、カキなど適した果樹を選定して栽培して収穫したいとのことでした。

農機具の保有状況も、耕運機1台、草刈機3台、軽トラ1台等を保有しており、譲受人と奥さんが管理するとのことでした。

集落内で行う鳥獣対策にも協力し、他の農家の理解を得ながら協調して作業に当たりたいとのことでした。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第3号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページから3ページの議案第4号は、1議案5件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積397.12平方メートル、パネル枚数154枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、高齢で今後農業をする予定がない等のため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市熊毛総合支所から北約1,400メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されてお



り、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

議案第4号1番について、去る1月26日、事務局職員と推進委員3名で現地確認をいたしました。

申請者には、後日申請内容の確認と、周辺土地の所有者に承諾を得たことを確認しました。

申請地は国道2号線から八代方面へ向かう県道沿いで、中山間地域の山合にある小さな集落で勾配があつて、狭小の農地が連なる棚田です。

現地は休耕していて雑草が生えていました。

また、周辺は休耕農地と太陽光発電設備に囲まれています。

譲渡人は、一年前までは水稻の作付けをしていたが、昨年体調を悪くし、後継者もなく、高齢のため、体力的にも今後自身で農業をやる予定もない事から、売却することとしたとのこと。

譲受人は、今回の太陽光発電パネルの設置計画に適切な土地や広さや場所であり、所有者の意向も含め適切な土地であったためとのこと。

現地は現状のままの設置であり、申請地全体を使用。

草刈りは年3回程度実施し、標識板を設置するとのこと。

提出書類も揃っていて、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく願います。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積407.44平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作する予定がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の弘中委員に代わって私が現地調査をしましたので、その結果及び補足説明をいたします。

番号2番について、去る1月25日に事務局と共に現地を確認の上、

その日に申請譲渡人に、また翌日の26日に申請譲受人の代理人に電話にて意思確認を行いました。

申請地は、2本の県道が十字に交わる交差点より一段低くなった2枚の田で、今までは乳牛の飼料用作物が栽培されていました。

申請譲渡人は、今後、耕作する予定がなかったところ、太陽光パネルを設置するのに最適であるとの譲受人からの強い希望があったので、譲り渡すことにしたそうです。

本委員会が定めた「太陽光発電設備に係る農地転用における注意事項」に沿って対応されており、立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今の議案第4号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

杉岡事務局次長

ネル設置面積 402.99 平方メートル、パネル枚数 156 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 1 基です。

譲渡人は、農地としての維持管理が困難となったため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市鹿野山村広場から西約 1,200 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

第10番林委員

10番林です。

議案第 4 号 3 番について補足説明いたします。

去る 1 月 27 日に事務局職員と現地確認いたしました。

譲渡人と譲受人とは後日電話にて仮契約が結ばれていることを確認いたしました。

現地は、畑で果樹が植えられていました。

下地は雪で覆われていたので確認はできていません。

果樹は譲渡人の息子さんが管理されていたそうです。

この度、譲受人の要望により譲り渡すことにしたそうです。

果樹が十数本ありますが、譲受人が責任を持って伐採されるとのことです。

草刈り等も年数回されるそうです。

必要書類も完備されており、何ら問題もないと思われしますので、

議長（山下会長）

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第4号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積298.76平方メートル、パネル枚数164枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

申請地は、周南市鹿野総合支所から南西約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は市の支所からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

農地の代替性もなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番野村です。

1月27日に事務局職員、推進委員と3人で現地確認をしました。

当日は雪が降ってよくわからなかったのですが、今日見ると少しは雑草が生えてますが、2年ぐらい前までは耕作をしていたということです。

申請地は、周辺に建っているのは倉庫だけで、他にはないと思います。

近所に迷惑をかけることはないと思います。

2月1日に譲渡人、譲受人と電話にて意思を確認をしました。

譲渡人は遠くに住んでいるため、管理も十分にできないため、今回の話があり、譲り渡すことにしたとのことでした。

申請書類も完備しており問題はないと思います。

また、設備の下には防草シートを張るということで確認をとっています。

以上です。

審査のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第4号、番号4番は、許可と決定い

たします。

続きまして、議案第4号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

本件は、既に宅地に転用されており、無断転用の追認をするか否かとなります。

なお、申請借主は申請貸主である父親所有の土地や家屋に使用貸借で居住している兼業農家です。

申請地は、須々万中学校から南西約580メートルに位置し所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図等は配付資料のとおりです。

農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

本件は、顛末書が添付されています。

無断転用は、使用貸借により借主が行ったもので、反省をされ、今後は農地法等の法令を遵守するとのことです。

申請地469平方メートルのうち、駐車場辺りの80平方メートルは既に農地台帳では非農地の宅地となっていました。このたび、まとめて転用申請するものです。

隣接している、既に居宅等の土地として一体的に利用される土地の合計面積はおおむね1,000平方メートルの1,153.29平方メートルとなります。

申請の駐車場兼倉庫とこの回転場は申請借主が生活や農業をする上で必要と認められます。

庭については、他の農地との関連もなく、転用もやむをえないと考えられます。

また、ほかに使用できる土地はないとのことです。

以上のとおりでありますので、追認で許可することは可能と考え

ます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

第2番有馬委員

2番有馬です。

第5番について、補足説明をします。

去る1月24日に事務局職員、推進委員と現地を確認しました。

そして2月4日に借受人宅を訪問し意思確認をするとともに、貸付人が市外に居住の為、2月6日に電話にて意思確認をしました。

申請地は469平方メートルで、既に庭が作庭されるとともに、駐車場兼農業用倉庫としてカーポートが設置され、その出入りスペースも整備されていました。

カーポートには田植機等が置かれていました。

借受人は家のリフォームに伴い、令和4年父の土地を借り受け、不要になった庭にあった石を畑に異動させ、庭として整備したほか、従来あった倉庫を崩して駐車場兼農業用倉庫としてカーポートを設置したとのことです。

なお、借受人は現在後継者として米作りをされています。

市外に住む貸付人は、子どもが従来の居宅をリフォームして住むことになったため、居宅の入口を整備し利用することに応じたとのことです。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われま。

また、本件については、お詫びと農地法の遵守をうたった顛末書が添付されております。

以上、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第4号、番号5番について質疑を行います。



す。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

4ページの議案第5号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和3年4月9日の総会の議案第13号番号1番としての審議を経て許可したものに関連します。

許可後に、コロナ等の影響により機器部品等が世界的に不足し、納品の大幅な遅れなどから、工事期間を令和5年12月31日までに変更したいとの申請です。

工期の変更はやむを得ないものと考えられます

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第5号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号について、採決を行います。

本件は、申請どおり事業計画の変更を承認とすることに、ご異議

は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号の事業計画の変更承認申請は、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可処分の取消申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

5ページの議案第6号は1議案1件です。

それではご説明いたします。

本件は、令和2年10月9日の総会の議案第35号番号3番としての審議を経て許可したものに関連します。

許可後の令和3年2月に、本件の開発行為の許可の申告を取り下げていたとのことです。

現地写真は、配付資料のとおりで、現地は、転用許可申請時の原状のままの状態です。

許可処分は取り消しが適当と考えられます。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の議案第6号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号について、採決を行います。

本件は、申請どおり許可処分を取り消すことについて、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第6号の許可処分の取消申請は、許可処分を取り消すことに決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第6号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから8ページまでの報告第6号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は8件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの報告第7号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「農地法第5条第1項第7号の規定によ

る農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページの報告第8号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

11ページから12ページの報告第9号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は6件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号5番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的

な見通しがなことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号「周南市内の農地賃借料情報について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページの報告第10号は、農地法第52条の規定により、農地の賃借の情報として、令和4年1月から12月までに、農業経営基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃貸料水準を別紙「周南市賃借料情報」のとおり取りまとめたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、議案（その2）の議事日程第4、議決事項の追加に入ります。

議案第7号「違反転用者等に対する命令の内容を決定することについて」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

それでは、議案（その2）の1ページ、議案第7号についてご説明いたします。

これは、令和4年9月12日付けの周南市農業委員会総会議案第39号の違反転用と認めその是正方針を決定することについての事案

に関係し、この議決により、所有者等を農地法第51条第1項第1号の違反転用をした者と認めました。

また、令和4年11月10日付けの周南市農業委員会総会議案第45号の違反転用者等に対して是正指導の内容を決定し、是正措置を勧告することについての決定の議決を頂いています。

その後、「7 経緯の概要」の中段からの記載のとおり、令和4年11月15日付けで行政指導及び勧告書を発送しましたが、令和5年1月17日に現地を確認したところ土間コンクリートや鉄骨を設置する工事を継続していました。

これらのことを踏まえ、1月24日付けで弁明書の提出を郵送で求めましたが、弁明書は提出されませんでした。

この違反転用に係る工事については、8月12日の所有者の夫からの聴き取りなどによれば所有者と夫の共同で行ったとのこと。

所有者等は、鉄骨柱を設置し、土間コンクリートを施行している箇所には、鉄骨柱に屋根を付け建築物としようとする予定でしたが建築指導課との協議などを経て建築物にはせず、鉄骨柱にビニールをかけ雨除けにするとのこと。

違反転用に対しては、令和4年9月30日付け4農振第1733号農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長通知によれば、原状回復が基本となります。

ビニールを雨よけにする程度のものを設置するのであれば、鉄骨柱は必要ありませんので鉄骨柱は撤去を求めるべきと考えます。

このことは、山口県農業会議を通じた全国農業会議所からの1月20日の回答で確認しています。

農業振興地域整備計画の変更の可否の協議について、夫は、農林課にこの違反転用の工事に係る簡易な図面を提出していますが、農林課職員によれば、「夫が提出した図面は、建屋の面積等はわかるが、通路、回転場等を含めた計画の全体面積は未定であるとのことなので、農業振興地域整備計画の変更の可否についての判断ができ

ない。」とのことです。

このような状況を踏まえ、所有者等に、農地法第51条第1項の規定により必要な措置を講ずることを命ずるに当たり、「8 命令の内容」は、まず、(1)として不要な鉄骨柱の撤去としています。

次に(2)として鉄骨柱の撤去工事と農地に戻す工事以外の工事の中断とし、最後に(3)として、当該地は農振農用地であることから、その計画の変更の可否について、所有者と夫が共同して、又は自ら農林課及び農業委員会と協議をし、追認許可ができるようであれば、必要事項を協議した上で追認許可の申請をし、追認許可となる土地を除いた土地は原状回復とするよう求めています。

「9 履行について」は、今回の命令の内容は履行期限を設定することが適当ではないため、これに代わるものとして、それぞれの行為を速やかに又は直ちに行うように、所有者等に示そうとするものです。

なお、この命令の内容が決定された後は、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱第8条第2項の規定により命令書を送付いたします。

命令書送付後は、所有者等の履行の状況を随時調査し、仮に、命令の履行が遅滞しているときは遅滞の理由等を報告させるようにし、命令に従わず、会長が必要と認めるときは、総会の承認を経て告発することとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第7号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号について、採決を行います。

議案の命令の内容を決定することについて、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

また、命令書の作成については、会長に一任をしていただきたいと考えますがご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第7号のとおり、命令の内容を決定し、会長の専決により「命令書」を作成し違反転用者に交付することといたします。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和5年第2回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時39分）



上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和5年2月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 有 馬 俊 雅

委 員 田 中 榮 作